（子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由）

第二条の六の四　法第七十九条第一項に規定する総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一　略］

二　法第百十四条の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

三　法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百十四条の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

［四　略］

（令第四十二条第一項第十一号ハの総務省令で定める者）

第二条の九の二　令第四十二条第一項第十一号ハの総務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。

（市町村連合会の経理単位）

第六条　［略］

［2～6　略］

7　市町村連合会は、福祉事業又は法附則第十四条の三第一項の事業（以下この項において「市町村連合会が行う共同事業」という。）を行う場合においては、第一項及び第十一条の四第二項において準用する地方公務員等共済組合法施行規程第六条第一項に規定する経理単位のほか、当該福祉事業又は市町村連合会が行う共同事業に係る経理単位を設けることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由）

第二条の六の四　法第七十九条第一項に規定する総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一　略］

二　法第百十四条の二の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業（法第四十三条第十四項に規定する産前産後休業をいう。次号において同じ。）を開始している場合を除く。）。

三　法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百十四条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

［四　略］

［新設］

（市町村連合会の経理単位）

第六条　［同上］

［2～6　同上］

7　市町村連合会は、福祉事業又は法附則第十四条の三第一項の事業（以下この項において「市町村連合会が行う共同事業」という。）を行う場合においては、第一項及び第十一条の四第二項において準用する地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下「施行規程」という。）第六条第一項に規定する経理単位のほか、当該福祉事業又は市町村連合会が行う共同事業に係る経理単位を設けることができる。